

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 国家戦略特別区域法の一部改正（改正法第一条関係）

一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

1 児童福祉法等の特例

- (1) 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、保育を必要とする乳児・幼児について、その保育を目的とする施設において保育を行う事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。こと。（第十二条の四関係）
- (2) 国家戦略特別区域限定保育士事業に係る指定試験機関として、一般社団法人又は一般財団法人以外の法人を指定できることとする。こと。（第十二条の五関係）

2 出入国管理及び難民認定法の特例

(1) 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（政令で定める農作業等の作業に従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動）を行う外国人（政令で定める要件を満たすものに限る。）を、政令で定める基準に適合する本邦の公私の機関（以下「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。）を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を特定活動の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができるものとする。 （第十六条の五関係）

(2) 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が海外需要開拓支援等活動を行うことを促進する事業をいう。）を定め

た区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動（いずれも対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。）を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があつた場合には、政令で定める海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準を入管法の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができるものとする。こと。（第十六条の七関係）

## 二 雑則

### 1 情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、情報通信技術利用事業場外勤務（在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であつて、情報通信技術を利用して行うものをいう。）の活用を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内に

事業場を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内に新たに事業場を設置する事業主又はこれらの事業主が雇用する労働者に対し、情報通信技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の二関係)

## 2 海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対し、入国管理制度に関する情報の提供その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の三関係)

## 3 革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助

国は、国家戦略特別区域において、革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院において行われる当該医薬品の研究開発の実施に携わる者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の六関係)

## 4 自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助

国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の七関係)

## 第二 構造改革特別区域法の一部改正 (改正法第二条関係)

### 一 酒税法の特例に関する措置について追加すること。

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物等を原料として単式蒸留焼酎を製造しようとする者又は原料用アルコールを製造しようとする単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととする。 (第二十八条の二関係)

### 二 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二十九年三月三十一日を

平成三十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第三条関係）

三 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二十九年三月三十一日を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第四条関係）

### 第三 施行期日等

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の二及び第二の三の改正規定は、公布の日から施行すること。（改正法附則第一条関係）

#### 二 検討

1 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第二条第

一項関係）

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第二条第二項関係)

三 関係法律について所要の改正等を行うこと。(改正法附則第三条から第五条まで関係)